

緊急小口資金（特例貸付）のご案内

横手市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、緊急かつ一時的に収入が減少した世帯に対して、当座の生活費を貸付いたします。

◆貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）

※休業状態になくても、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げや給与等の収入が減少していれば対象となります。

※運転資金・設備資金は、貸付対象外です。

◆貸付金額 10万円以内（ただし、次の世帯の場合は20万円以内）

- ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- ②世帯員に要介護者がいるとき。
- ③世帯員が4人以上いるとき。
- ④世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ⑤風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ⑥世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- ⑦その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

◆利 子 無利子（ただし、返済期間内に完済しない場合は延滞利子が発生）

◆据置期間 貸付の日から1年以内（ただし、令和4年4月以降、新規に申請した貸付は令和5年12月末まで据置期間を延長）

◆返済期間 据置期間後、2年以内

受付は 令和4年9月末まで

【申し込みに必要なもの】

申し込み時に、新型コロナウイルス感染症の影響や世帯の状況などを確認させていただくほか、所定の申込書等や次のものを提出・準備していただきます。

- 1) 申込者等の確認ができるもの（住民票、健康保険証、運転免許証など）
- 2) 振込先の確認ができるもの（預金通帳、キャッシュカードなど）
- 3) 減収前及び減収が確認できる書類（給与明細書や売上帳簿、雇用保険受給資格者証、確定申告書など。所持していない場合は、所定の申立書により申告）
- 4) 10万円を超える場合に必要書類（該当する世帯等の状況に応じて、世帯全員の住民票や健康保険証、介護保険関係書類、開業届、確定申告書など）
- 5) 印鑑（実印、銀行印、認印のいずれか。シャチハタ不可）

【貸付金の送金】

申込書等により秋田県社会福祉協議会で審査し、貸付が決定となった場合は指定の金融機関・口座に振込みます。（受付から送金までは概ね10日程度かかります）

～相談・申込先～

横手市社会福祉協議会本部またはお住いの地域の福祉センター